

第6回十勝中央合併協議会議案

日時 平成16年6月25日（金）午後2時

会場 忠類村コミュニティセンター大ホール

議案の提出について

- 報告第15号 地域自治組織等小委員会の報告について
- 報告第16号 新町建設計画小委員会の報告について
- 議案第13号 平成16年度十勝中央合併協議会事業計画の変更について
- 議案第14号 平成16年度十勝中央合併協議会歳入歳出補正予算
- 議案第15号 合併協議に関する住民説明会スケジュール等について
- 協議第14号 合併の期日について
- 協議第15号 広報・広聴事業の取扱いについて
- 協議第16号 交通関係事業の取扱いについて
- 協議第17号 児童福祉事業の取扱いについて
- 協議第18号 高齢者福祉事業の取扱いについて
- 協議第19号 障害者福祉事業の取扱いについて
- 協議第20号 国際交流・広域交流事業の取扱いについて

上記議案を別紙のとおり提出する。

平成16年6月25日

十勝中央合併協議会会長 岡田 和夫

地域自治組織等小委員会の報告について

十勝中央合併協議会小委員会規程第9条の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 第2回地域自治組織等小委員会

(1) 開催日時及び開催場所

開催日時 平成16年5月21日(金曜日)
午前11時開会 午前11時40分閉会

開催場所 更別村社会福祉センター大ホール

(2) 出席委員数 12名中 11名出席

(3) 会議内容

総合支所を基本とした地域自治組織の選択肢について

現行法及び合併関連三法に基づき、想定される総合支所を基本とした地域自治組織の形態について、「既存制度活用型」、「地域審議会型」、「一般自治区型」、「合併自治区型」、「合併特例区型」の5類型、12パターンに分け、それぞれの事務所の設置、事務所の長の身分、設置期間、協議会の形態及び設置期間終了後の地域自治組織等の選択肢について確認した。

3町村における自治組織の検討状況について

3町村の検討状況について確認した。

2 第3回地域自治組織等小委員会

(1) 開催日時及び開催場所

開催日時 平成16年6月2日(水曜日)
午前9時58分開会 午前11時02分閉会

開催場所 忠類村ふれあいセンター福寿

(2) 出席委員数 12名中 12名出席

(3) 会議内容

地域自治組織に関する3町村の意向について

3町村の意向を確認するとともに、7月協議会に3付託案件の審議結果の報告をすべく、引き続き精力的に調査・審議することを確認した。先進事例について

地域自治組織に関する先進事例として、島根県「浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町合併協議会」の『浜田那賀方式』について、事務局の説明を受け、内容を確認した。

新町建設計画小委員会の報告について

十勝中央合併協議会小委員会規程第9条の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 第6回新町建設計画小委員会

(1) 開催日時及び開催場所

開催日時 平成16年5月31日(月曜日)

午前9時58分開会 午後1時9分閉会

開催場所 更別村社会福祉センター 大ホール

(2) 出席委員数 18名中 16名出席

(3) 会議内容

新町建設計画における主要施策について

新町建設計画における主要施策について、分野別に意見交換を行った。

新町将来構想案(全体)について

第5回新町建設計画小委員会においての修正意見を踏まえ、審議を行い、原案を一部修正し決定した。

新町将来構想案(概要版)について

新町将来構想案(概要版)について、原案を一部修正し決定した。

2 新町将来構想案及び新町将来構想案(概要版)について




第6回新町建設計画小委員会において、新町将来構想案及び新町将来構想案(概要版)を決定したので、別添のとおり報告する。







議案第13号

平成16年度十勝中央合併協議会事業計画の変更について

平成16年度十勝中央合併協議会事業計画について、次のとおり変更する。

(計画変更力所)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月
協議会	会議開催予定						
	新町建設計画の策定				将来構想		
	合併協定項目の協議		←----- 会議1回あたり5項目程度を協議 -----				
	その他の協議		15年度決算				
	広報・広聴			協議会ホームページ開設(随時更新) 協議会だよりの発行(原則として協議会開催後)			 住民説明会(新町将来構想及び合併協定項目)
小委員会	協議会から付託された事項の調査及び審議	新町名称及び協議会議員			随時開催		
		地域自治組織	←-----		随時開催		
		新町建設計画			随時開催		
幹事会							
協議会に提案する事項の協議、調整		←-----			必要に応じて随時開催		
専門部会・分科会							
幹事会で協議、調整する事項の専門的な協議、調整		←-----			必要に応じて随時開催		

		10月	11月	12月	1月	2月	3月
協議会	会議開催予定						
	新町建設計画の策定		建設計画				
	合併協定項目の協議				----->		
	その他の協議						次年度事業計画 次年度予算
	広報・広聴				協議会ホームページ開設(随時更新) 協議会だよりの発行(原則として協議会開催後) 住民説明会(新町建設計画及び合併協定項目)		----->
小委員会	協議会から付託された事項の調査及び審議	新町名称及び協議会議員	----->				
		地域自治組織	----->				
		新町建設計画		----->			
幹事会							
協議会に提案する事項の協議、調整					必要に応じて随時開催		----->
専門部会・分科会							
幹事会で協議、調整する事項の専門的な協議、調整					必要に応じて随時開催		----->

注1 印は付議案件を示す。

注2 会議開催予定欄の丸付き数字は開催回数を示す。

注3 新町建設計画の策定欄の表記は協議会への提案時期を示す。

議案第14号

平成16年度十勝中央合併協議会歳入歳出補正予算

(歳入)

(単位：千円)

款項	目	既定額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	負担金	25,953		25,953			
	1 負担金	25,953		25,953			
	1 負担金	25,953		25,953			
2	補助金	14,100		14,100			
	1 補助金	14,100		14,100			
	1 補助金	14,100		14,100			
3	繰越金	1	1,254	1,255			
	1 繰越金	1	1,254	1,255			
	1 繰越金	1	1,254	1,255	1 繰越金	1,254	平成15年度繰越金
4	諸収入	1		1			
	1 諸収入	1		1			
	1 諸収入	1		1			
	計	40,055	1,254	41,309		1,254	

(歳出)

(単位：千円)

款項	目	既定額	補正額	計	節		説明
					区分	金額	
1	総務費	10,824		10,824			
	1 総務管理費	10,824		10,824			
	1 事務局費	10,824		10,824			
2	事業費	28,731	1,254	29,985			
	1 事業推進費	28,731	1,254	29,985			
	1 会議運営費	6,899	2,688	9,587	1 報酬	126	協議会報酬 126
					9 旅費	44	協議会費用弁償 11 協議会日当 33
					11 需用費	498	消耗品費 コピー用紙 498
					14 使用料及び賃借料	2,020	コピー機リース料 2,020
	2 調査研究費	19,072	-7,189	11,883	13 委託料	-7,189	事務事業一元化 -49 新町建設計画策定 -310 電算事業統合化計画策定 -3,800 例規作成 -3,030
	3 広報広聴費	2,760	4,500	7,260	11 需用費	4,300	協議会だより 2,900 住民説明会資料 1,400
					13 委託料	200	住民説明会資料配送 200
	4 名称公募費		1,255	1,255	8 報償費	290	名付け親大賞等商品券
					11 需用費	555	印刷製本費 525 消耗品費 30
					12 役務費	410	郵便料 385 チラシ折込手数料 25
3	予備費	500		500			
	1 予備費	500		500			
	1 予備費	500		500			
	計	40,055	1,254	41,309		1,254	

議案第15号

合併協議に関する住民説明会スケジュール等について

合併協議に関する住民説明会スケジュール等について、次のとおり確認する。

1 開催日程

月 日	時 間	場 所
8月20日(金)	19:00~21:00	更別村社会福祉センター
8月21日(土)	14:00~16:00	更別村社会福祉センター
8月22日(日)	14:00~16:00	幕別町幕別パークプラザ
	19:00~21:00	更別村上更別福祉館
8月23日(月)	14:00~16:00	幕別町糠内コミュニティセンター
	19:00~21:00	更別村社会福祉センター
8月24日(火)	19:00~21:00	忠類村ふれあいセンター福寿
8月25日(水)	19:00~21:00	忠類村ふれあいセンター福寿
8月26日(木)	19:00~21:00	幕別町札内南コミュニティセンター
8月27日(金)	19:00~21:00	幕別町札内福祉センター
8月28日(土)	14:00~16:00	幕別町札内北コミュニティセンター
	19:00~21:00	幕別北ふれあい交流館
8月29日(日)	19:00~21:00	幕別町古舞近隣センター

2 説明者

合併協議会事務局職員

協議第9号

財産及び債務の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	5 財産及び債務の取扱い
<p>3町村の所有する財産及び債務は、すべて新町に引き継ぐものとする。ただし、基金の取扱い及び法令に基づく地域自治組織に対する権利の承継については、別途協議する。</p>	

協議第10号

一般職の職員の身分の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	11 一般職の職員の身分の取扱い
<p>1 3町村の一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第9条の規定により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。</p> <p>2 職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化を図る。</p> <p>3 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時までに統一するよう調整する。</p> <p>4 給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から合併時までに統一するよう調整する。なお、現職員については、合併後速やかに給料の格差是正を図る。</p>	

協議第11号

特別職の身分の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	12 特別職の身分の取扱い
<p>1 町長以外の常勤の特別職の設置については、各法令の定めるところにより、合併時まで調整する。なお、任期は、各法令の定めるところによる。 常勤の特別職の給与は、合併時まで調整する。</p> <p>2 議会議員の報酬額等は、合併時まで調整する。</p> <p>3 行政委員会の委員会及び委員の設置並びに委員の数、任期については、各法令の定めるところによる。 報酬額は、合併時まで調整する。</p> <p>4 その他の条例で定める特別職の設置並びに委員の数、任期、報酬額等については、3町村すべてに設置されていて、新町において引き続き設置する必要のあるものは、原則として合併時に再編するものとし、3町村で独自に設置されているものは、そのあり方について調整する。</p>	

協議第12号

電算システムの取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-4 電算システムの取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 電算システムについては、住民サービスの低下を招かないよう合併時にシステムを統合し、ネットワークにより運用する。2 本庁と総合支所間、さらに各庁舎を核として出先機関を結ぶネットワークを合併時まで構築する。	

協議第13号

国民健康保険事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-6 国民健康保険事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 国民健康保険税の賦課形態及び課税限度額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。2 国民健康保険税の税率については、市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)第10条の規定を適用し、合併する年度の翌年度以降5年度の経過措置により段階的に調整し、幕別町の税率を基準に統一する。ただし、介護保険分の税率については、合併する年度の翌年度に再編する。3 国民健康保険税の法定軽減制度については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、合併する年度の翌年度以降は法令の定めるところにより統一する。4 国民健康保険税の納期については、合併時まで調整する。5 保険給付及び高額療養費貸付あっせんについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。6 保健事業については、新町において調整する。7 国民健康保険運営協議会については、合併時に統合する。	

協議第14号

合併の期日について

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	2 合併の期日
合併の期日は、平成18年1月10日とする。	

協議第15号

広報・広聴事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-3 広報・広聴事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 広報紙については、新町において毎月1回発行するものとし、名称、発行内容、配布方法については、合併時までに調整する。2 広聴については、実施内容について、合併時までに調整する。3 ホームページについては、新町において掲載内容を調整し、開設する。4 行政懇談会については、新町において調整する。5 町勢要覧については、新町において発行する。	

交通関係事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-5 交通関係事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 広尾線バス輸送確保対策協議会については、合併の日の前日をもって脱退し、合併の日に新たに加入する。2 バス待合所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、管理方法については、関係機関と協議し、新町において調整する。3 生活バス路線運行対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。4 町営バスについては、新町の一体性を確保するため、旧町村間を結ぶバスの運行形態について、既存の路線を含めて、合併時まで調整する。5 交通安全計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。6 交通指導員については、合併時に再編する。7 チャイルドシート貸出事業については、合併時に再編する。	

児童福祉事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-10 児童福祉事業の取扱い
<p>1 次世代育成支援行動計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 出産祝金については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</p> <p>3 子育て支援用具貸付事業については、合併時に再編する。</p> <p>4 特別保育事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。</p> <p>5 放課後児童対策事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、合併時まで調整する。</p> <p>6 ことばの教室等児童通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、大樹町母子通園センターについては、関係機関と協議し、新町において調整する。</p> <p>肢体不自由児通園施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>7 認可保育所については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、保育料及び減免基準については、合併時まで調整する。</p> <p>8 認可外保育所（へき地保育所）については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、事業内容については、新町において調整する。</p>	

高齢者福祉事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-11 高齢者福祉事業の取扱い
<p>1 高齢者保健福祉計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 高齢者福祉事業の各制度については、次の区分により調整する。 なお、利用料等の住民負担については、適正な料金のあり方等について調整する。</p> <ul style="list-style-type: none">現行のとおり新町に引き継ぐもの合併時に再編するもの合併時まで調整するもの新町において調整するもの合併時に廃止するもの <p>3 在宅介護支援センター運営事業については、次の区分により調整する。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 基幹型支援センターについては、合併時まで統合する。(2) 地域型支援センターについては、基幹型支援センターの統合に伴い、合併時に再編する。	

障害者福祉事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-12 障害者福祉事業の取扱い
<p>1 障害者福祉計画については、新町において障害者福祉計画を包含する地域福祉計画を策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 町村障害者年金等制度、身体障害者デイサービス事業、交通費助成制度及び心身障害者ホームヘルプサービス事業については、合併時に再編する。</p> <p>3 小規模通所授産施設については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>4 身体障害者等医療費助成事業については、事業のあり方について、合併時まで調整する。</p> <p>5 支援費制度、更生医療給付事業、身体障害者（児）補装具交付事業及び身体障害者（児）日常生活用具給付事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>	

協議第20号

国際交流・広域交流事業の取扱いについて

次のとおり調整方針を定める。

協議項目	22-21 国際交流・広域交流事業の取扱い
<ol style="list-style-type: none">1 2町村が実施している友好提携については、提携に至った経緯などを勘案し、合併時までに調整する。2 ふるさと会については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。3 町友(文化大使)については、事業のあり方について合併時までに調整する。4 友好姉妹町村等との交流事業については、交流の継続について、相手先の事情を勘案し、新町において調整する。5 その他の国内外交流事業については、合併時に再編する。	